

# 訴 状

令和4年3月7日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 宮 村 啓 太

同 弁護士 趙 誠 峰

同 弁護士 高 野 傑

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目5番3号 Nagatacho GRID 5階  
原 告 江 口 大 和

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂5丁目8番地  
恵比寿亭ビル402 宮村・井桁法律事務所（送達場所）

電 話 03-5946-8107 (代表)

03-5946-8105 (直通)

FAX 03-4330-1242

原告訴訟代理人 弁護士 宮 村 啓 太

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目47番9号  
ザ・パークレックス代々木3階 Kollect アーツ法律事務所  
原告訴訟代理人 弁護士 趙 誠 峰

〒160-0022 東京都新宿区新宿2丁目5番16号  
霞ビル6階 弁護士法人泉総合法律事務所 新宿支店  
原告訴訟代理人 弁護士 高 野 傑

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国  
同代表者法務大臣 古川禎久

損害賠償請求事件（国家賠償請求）

訴訟物の価額 1100万円

貼用印紙額 5万3000円

## 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、1100万円及びこれに対する平成30年11月6日から支払い済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 請求の原因

### 第1 事案の概要

- 1 弁護士である原告江口大和氏は、平成30年10月15日に検察官によって逮捕され、以後、延長後の勾留期間満期である同年11月5日まで検察官らによる連日の取調べを受けた（以後、年月日を記載する際に「平成30年」は省略する。）。
- 2 本件は、江口氏が逮捕・勾留期間中の取調べにおける検察官らによる違法行為によって甚大な精神的苦痛を受けたことにつき、国家賠償法1条1項により被告国に損害賠償請求をする事案である。

### 第2 経過の概要

- 1 江口氏は、10月15日に横浜地方検察庁特別刑事部に所属する川村政史検察

官によって逮捕された。被疑事実罪名は犯人隠避教唆であり、逮捕状に記載された被疑事実の要旨は別紙1記載のとおりであった。

- 2 10月15日から延長後の勾留期間満期である11月5日まで、江口氏は、別紙2のとおり、検察官ら（川村政史及び片山徳征）による取調べを受けた。江口氏は、逮捕直後の弁解録取において「事実無根です。私は犯人隠避の教唆をしていません。私からはこれ以上話すことはありません」と述べ、逮捕翌日の10月16日以降、取調べにおいて一貫して黙秘権行使した。
- 3 江口氏は、11月5日に犯人隠避教唆の公訴事実で横浜地方裁判所に起訴された。同裁判所は令和2年2月3日に江口氏に有罪判決を言い渡したが、江口氏は控訴を申し立て、現在も東京高等裁判所に係属中である。

### 第3 検察官らによる違法行為

#### 1 検察官らの行為の違法性 一黙秘権侵害

- (1) 江口氏は、10月15日の逮捕直後の弁解録取において「事実無根です。私は犯人隠避の教唆をしていません。私からはこれ以上話すことはありません」と述べ、翌日である10月16日の取調べの冒頭でも「私は黙秘に入ります」と述べ、黙秘の意思を明らかにした。江口氏は以後の取調べにおいて、終始一貫して黙秘権行使した。それにもかかわらず、検察官ら（川村政史及び片山徳征）は、別紙2のとおり連日にわたる長時間の取調べをした。

密室での被疑者取調べは、それ自体が供述を強制する雰囲気を内在するものであり、被疑者が黙秘権行使しているにもかかわらず取調べを続行して発問や説得をする行為は、供述の強要そのものである。取調べ官が望む供述をするまで孤立無援の状態で取調べを受けるよう強いられることは、黙秘権保障の趣旨と到底相容れない。

よって、江口氏に対して別紙2のとおり取調べをしたこと自体が、黙秘権を侵害する違法行為である。

- (2) しかも、検察官らの江口氏に対する言動は、後記2及び3に示すとおり、江口氏の弁護人依頼権を侵害するばかりか、江口氏の人格、江口氏の弁護士としての能力及び本件事件における防御方針を執拗に非難するなどし、江口氏を精神的に圧迫することにより供述を強要しようとするものであった。檢

察官らの言動は、黙秘する被疑者に対する「発問」と評価できないことはもとより、「説得」ともいえない内容であった。また、別紙2に記載した取調べの頻度と長さに照らしても、供述意思の確認や説得などといい得る限度を遙かに逸脱していた。

これらの点からも、江口氏の取調べにおける検察官らの一連の行為は、黙秘権を侵害する違法行為である。

## 2 川村検察官の行為の違法性 一弁護人依頼権侵害

### (1) 弁護人依頼権保障の趣旨

憲法34条前段の弁護人依頼権は、単に被疑者が弁護人を選任することを官憲が妨害してはならないというにとどまるものではなく、被疑者に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会をもつことを実質的に保障するものである（最高裁大法廷平成11年3月24日判決・民集53巻3号514頁）。

そして、弁護人から援助を受けるにあたっては、被疑者と弁護人が信頼関係を築いて保持することが不可欠の前提となるから、取調べ官が被疑者と弁護人の信頼関係を破壊する行為は、弁護人から援助を受ける機会をもつ権利（すなわち弁護人依頼権）を侵害するものであり違法である。

### (2) 川村検察官の違法な言動

川村検察官は江口氏に対し、以下のとおり、弁護人の活動を侮辱する発言や、江口氏は弁護人に迷惑をかけているから自分で防衛活動をすればよいなどとする発言を複数回にわたって行った。

これらの言動は、江口氏と弁護人の信頼関係を破壊しようとするものであり、江口氏の弁護人依頼権を侵害する違法行為である。

なお、当時の弁護人は宮村啓太、中野大仁及び高野傑の3名であり、以下の発言中の「宮村先生」、「中野先生」は弁護人宮村及び中野を指している。また、発言中の括弧内の記載は文脈の理解の便宜のために代理人が補ったものである。

### ① 10月25日の取調べでの言動

弁護人らが江口氏の弁護人の立場にあることについて、川村検察官は江口氏に対し、次のとおり述べた。

ア 「弁護士全員を敵に回すと思いますよ。宮村先生だって中野先生だって辛い立場になると思いますよ。何であんな奴の弁護するんだって」

イ 「宮村先生とか中野先生にも、迷惑かけないでもらいたいですよねえ。

自分でやればいいじゃん。自信あるんでしょ。自信なければ刑事弁護なんてやれないはずだから。しかも、刑事弁護についてはプライドもっているわけでしょ。だから、やってみればいいじゃないの、人に迷惑かけないで」

ウ 「宮村先生とか中野先生の目から見るとねえ、あいつの弁護をしているっていうのは、弁護士自体の、接見交通に関する世の中の見方を厳しくしちゃうし、それに加担することになっちゃうわけじゃないですか。一体何なんだって言われちゃうわけじゃないですか。迷惑なんですよね。いろんな人に迷惑かけないで、諦めてくださいよ、もう」

### ② 10月27日の取調べでの言動

弁護人らと江口氏の妻とのやり取りの状況につき、川村検察官は江口氏に対し、「どこまで本当のことを弁護士さんが（江口氏の妻に）きちっと伝えているのかっていうのは、かなり疑問があるし、昨日の彼女の反応見ているとねえ。どこかで（江口氏が身体拘束を解かれて）出れるみたいに思っていて。全然、全然違うよね」などと述べた。

### ③ 10月28日の取調べでの言動

勾留期間延長決定に対する弁護人の準抗告申立書（甲1号証）の内容につき、川村検察官は江口氏に対し、次のとおり述べた。

ア 「もうすでにこんなに取調べを受けていますと。それで、黙秘の決意は変わらないから、これ以上取調べをやるのは、自白を強要するのは、黙秘権の侵害だとか、わけのわからないことを主張して。（取調べの際に）あなたが何で時間を気にしているのかなと思ったら、ああ、そういうことかと思って。また、着眼点がとろいなと思ったけどもねえ。裁判所はむしろ、その主張を排斥するために、今後あなたの取調べをする必要が

あるということをはつきり（準抗告棄却決定書に）書いてくれているわけで。だから全然通用していないですよ、あなた方の主張っていうのは。おそらく、あの（準抗告申立書の）黙秘権のところは、宮村先生っていうよりあなただよね。あの稚拙な主張。なんだこれって。本当に、些末な点をね。それじゃ無罪とれないですよ。刑事弁護。まあ、実際取れていないと思うけど、あなたの活動ではね。下手くそなんだよ。やり方がね。全然怖くないもん。鬱陶しいだけ」

イ 「可哀そうですよ、宮村先生とかも。宮村先生の評価だって落ちちゃっているんだから。なんだこれって。何この準抗告の申立書って。たぶんあなたでしょ。あの、時間でこんなに取調べ受けています、これがこれからも続きます、もうしゃべらないので、これ以上の取調べを続けるのは黙秘権侵害です、みたいな。何を言っているんだ、全然理屈になってねえじやねえかって」

ウ 「説得力ないんだよ、あなた方の主張は。その程度の能力で、この事件闘えないですよ」

### 3 川村検察官の行為の違法性 一人格権侵害

#### （1）社会通念上相当と認められる限度を超える取調べの違法性

被疑者に対する取調べは、社会通念上相当と認められる限度でのみ適法に行い得るものであって、社会通念上相当と認められる限度を逸脱する行為があったときは、国家賠償法1条1項の適用上違法である（大阪地判平成28年3月25日・判例タイムズ1425号265頁参照）。

#### （2）川村検察官の違法な言動

川村検察官は、江口氏の取調べを通じて全般的に、江口氏の人格、江口氏の弁護士としての能力及び本件事件の防御方針などを侮辱する言動を繰り返した。これらの川村検察官の行為は、江口氏の人格権をも侵害するものであり、社会通念上相当と認められる方法ないし限度を大きく逸脱している。

とりわけ、以下の言動は違法性が顕著である。検察官らによる取調べは全て録音・録画されており、各言動の違法性の度合いは、録音・録画内容から明

らかになる正確な言い回し、声の大きさ、口調、態度などを踏まえることであつそう明らかになる。

## ① 10月18日の取調べでの言動

ア 江口氏が「居室に戻って水を飲みたい」と申し出たのに対し、川村検察官は、「ダメだ。我慢して。今取調べ中だから」などと述べ、居室に戻ることを認めなかつた。

イ 江口氏が黙秘権を行使することにつき、川村検察官は、「あなたがこうやって黙秘で徹底的に争うと周りの人に迷惑かかる。奥さんとか子供さんにも迷惑かかる」などと述べた。

ウ 江口氏が取調べ状況報告書への署名押印を拒否したのに対し、川村検察官は、声を荒げて「なぜそんなこともできない」などと罵倒した上で、「弁護士だろ」、「ルール守ってくださいよ」、「おかしいでしょ、あなたの言っていることは」などと述べた。

## ② 10月21日の取調べでの言動

ア 体調を尋ねる質問に対し江口氏が黙秘したところ、川村検察官は、「答えられないの。それは黙秘と関係あるの」などと全面的な黙秘権行使が許されないかのように述べた上で、「それは黙秘権の行使なんですか。あなたの言っている黙秘権って何なんですか。全然理解できない。あなた自身もわかつていらないんじゃないの」などと揶揄した。

イ 被疑事実と無関係の江口氏の弁護士としての活動につき、川村検察官は、「バランスの悪さは感じますよね」、「着眼点が修習生だね」、「あなたの弁護活動の記録を見てみたけれども、ピンとこない。できるなと思わなかつた」、「視野が狭い」などと罵倒した上で、そのように罵倒する理由につき、「（自分が）偉そうに説教しているが、あなたがしゃべらないからこうなっている」などと述べた。

ウ 江口氏が取調べ状況報告書への署名押印を拒否したのに対し、川村検察官は、「何でルール守れないの。そういうところなんじゃないの」などと述べた上で、江口氏のことにつき「ルール守りたくないわがままな自己満足な人としか目に映りませんよ」、「そういうところも含めて悔い

改めないと、再犯しますよあなた」などと述べた。

### ③ 10月23日の取調べでの言動

ア 川村検察官は、江口氏が黙秘権の行使を続けていることについて、「黙秘ですと。これはいかんでしょう。何なんだそれは。弁護士じゃないのか。なんで説明しないんだ」などと述べた。

イ 江口氏が取調べの途中で「トイレに行きます」と申し出たのに対し、川村検察官は、「『行きます』じゃなくて『行きたいです』でしょ」、「そんなに長くまだ調べやっていないんだから。取調べの妨害になりますよ」などと述べ、江口氏がトイレから戻ると「『取調べ中断してすいませんでした』とか言うんじゃないの、普通。子供じゃないんだから。あんた被疑者なんだよ、犯罪の」などと述べた。

ウ 江口氏が罪を認める供述をしないことにつき、川村検察官は、「もう迷惑かけないでくださいよ。みんな、ものすごい怒っていますよ、多分。あるいは迷惑に感じているし、悲しんでいると思いますよ」などと述べた上で、江口氏が家族の状況を心配していることを見透かすかのように、「つらいと思いますよ、特に家族は、あなたが心配していたとおり」などと述べた。

### ④ 10月25日の取調べでの言動

江口氏が黙秘権の行使を続けていることにつき、川村検察官は、「挨拶ぐらいしろよ。挨拶を無視するっていうのはよくないですよ。自分がやられたら嫌だろ。黙秘権と関係ねえじゃん」などと全面的な黙秘権行使は許されないかのように述べた上で、さらに、「いったい何がしたいのかねえ、あなたは」、「苦しい状況っていう場面だけで物事考えてない。どうもあなたの思考過程っていうのは、そういうところがあるようと思える。本質を見れないから」などと述べた。

### ⑤ 10月26日の取調べでの言動

ア 被疑事実と無関係の江口氏の弁護士としての活動につき、川村検察官は、「被害者とかそういう人たちのリアルなところには、全然、本質的に、感覚的に、思いが至らないのかもしれないですねえ、あなたは」、「お子ちゃま発想だったんでしょうねえ、あなたの弁護士観っていうのはね

え。全然大間違ですよ。ガキだよね、あなたって。子供なんだよね。  
子供が大きくなっちゃったみたいなねえ」などと述べた。

イ 江口氏の所属事務所と霞ヶ関との往復用定期（パスモカード）等が押収された際、江口氏が川村検察官から押収品目録への住所及び氏名の記載を求められて所属事務所の住所を記載したことにつき、川村検察官は、「普通の能力がある弁護士であれば、個人の住所書くんですよ、普通に。あくまでも事務所の住所を書くんだっていう判断をしてしまうあなたは、どこかおかしいですよ」などと述べた上で、「能力が足りていない」とも述べた。

ウ 川村検察官は、江口氏の弁護士としての能力につき、「正しいものと正しくないものを見分ける感覚っていうのが、異常に劣っていると思いますけども」、「あなたのやっていることは空回りなんですよ。やっていたこともね。今もそうだし、過去もそうですよ。なぜかというと、繰り返しになるけど、本質を見ようとする能力、努力、いずれも足りなかつたからですね。すべてが場当たり的。しかも、ちょっと歪んじやってるわけですよね」、「超、筋悪ですね。まさに刑事弁護を趣味でしかやれない人。プロではない」などと罵倒した上で、江口氏の発想や考え方について、「ものすごい抽象的なんですね、あなたの発想っていうのが。お子ちゃま的」、「短絡的、お子ちゃま的んですよ、あなたの発想っていうのは。僕ちゃん、質問上手だから、それで、刑事弁護で名を挙げるんだと、僕ちゃんの質問技術をもってすれば、オープンに聞いていけば、真実が語られるんだと」、「だからやっぱり、ちょっと残念ながら、物事を客観視できないっていうのは非常に悲しいですよねえ。まあそれが、熱心なだけに空回りしまくりで」、「あなたは結構、信用できる、この人はすごいってなると、丸飲みにするんでしうしねえ。自分で咀嚼して定着させるっていう能力が、なんかちょっと欠けているんじゃないかなと思っていて」などと述べた。

エ 江口氏の身体拘束期間の見通しについて、川村検察官は、「逮捕されたら20日。認めても20日ですよ。そんなの当たり前じゃないですか。なんでそういうかたちで（江口氏の家族に）伝わってないのかが、謎す

ぎるんだけども」、「そういう見通しが立てられない時点で、もう刑事弁護人としては失格ですよねえ。自分の客観的な立場がわかつていない」などと述べた。

#### ⑥ 10月27日の取調べでの言動

ア 江口氏の弁護士としての能力につき、川村検察官は、「どうやつたらこんな弁護士ができるんだ。例えば、（司法修習生時代の）弁護教官を聞いていなかったな、刑弁教官。誰、刑弁教官。聞きに行こうかなあ、どういう教育をしているんだって。なんでこんなことになっているんだって」、「なんでこんな弁護士ができるんだろうねえ、本当に」などと述べた。

イ 江口氏が罪を認める供述をしないことにつき、川村検察官は、「いろんな意味で破綻しますよ。特に経済的に。そしたら立ち直れなくなっちゃうじゃないですか、自己破産みたいな話にまで行っちゃったらねえ」などと述べた上で、罪を認める供述をする場合に触れながら、「認めて、次のステップに進んでいけば、少なくともガチンコに争っていくよりは、費用的にも全然かからないわけだし、とにかく外に、社会に出られれば、働けば稼ぎも得られるわけだからねえ」、「徹底的に争って無罪を勝ち取るっていうのを唯一の望みにして、そこに向けて、もう周りも見ずに突き進むんだって、多分そんな発想なんでしょうけど。繰り返しになるけど、それで通ればいいけども、通らないですから」、「どう考へても、今のあなたの態度は客観的な合理性に欠けている、ただの自己満足、自己主張としか見えない」などと述べた。

#### ⑦ 10月28日の取調べでの言動

ア 被疑事実とは関係のない江口氏の弁護活動につき、川村検察官は、「事件を直接に担当していた人からも私話を聞いていますから。鬱陶しいだけなんですよ。イライラさせる、人をね」、「鬱陶しいだけなんですよね。面倒くさい。それしかないですよね。手強いなっていう感じにはならないんですよ」などと述べた上で、江口氏の依頼者らについて、「依頼者だって可哀そうですねえ。見通しをきちんと立てられないし伝えることもできない、ある意味弁護士としての能力が相当程度劣っているあな

たの弁護活動を、何だか知らないけど弁護士っていう肩書があるもんだから、何だか知らないけどテレビも出てるもんだから、何となく信用できるのかしらって（思って）関わっちゃった人たちが、（江口氏によつて）おかしな弁護活動されて、権利義務についての重大な場面でひどい目に遭つて」などと述べた。

イ 川村検察官は、被疑事実と全く無関係の江口氏の大学時代の指導教授のことについて、「あなたの早稲田（大学時代の）ゼミの先生、慶應（大学に所属）の先生って言っていたけど、今名前ど忘れしちゃったけども。あなたのことすごく褒めていたし、将来がすごく楽しみだみたいなことも書いてあったけども。（現在の江口氏を指して）これじゃないですか。そして、（起訴された後に江口氏が）法廷でわけのわからぬこと喚いているって。人を見る目がないんじゃないかなって思われちゃいますよね。私はそう思っているけども、すでに」などと述べた。

ウ 起訴された後のことにつき、川村検察官は、「僕ちゃんは強いから何とかしてやるっていって津波と闘つたって、勝ち目ないわけじゃないですか。僕ちゃん強くないし、弁護士として。もう資格諦めてください。整理付けてくださいよ」、「だからもう、無理なんですよ。傷を深めるだけんですよ。あなたが弁護士資格に汲々とするっていうことは」などと述べた上で、江口氏が公判でとるべき態度につき、声を荒げて「ひたすら公判でも頭を下げて、いろんな人に迷惑をかけましたと、弁護士として絶対やってはいけないことをやつたし、弁護士全体の品位をおとしめるようなことになってしまったと。そういうふうに泣きながら言うしかねえんだよ」などと述べた。

エ 江口氏の弁護士としての適性について、川村検察官は、「やつたこともそうだし、素質的にも、刑事弁護やる資格はないんですよ。刑事弁護だけじゃなくて、弁護士自体、資格がないんですよ、あなたには。なかつたんですよ。それを実感できたでしょ、こうなって」などと述べた上で、今後のことについて、「だから諦めてください、もう。無駄なんだから。あなたが無自覚なだけんですよ」などと述べた。

## ⑧ 11月1日の取調べでの言動

ア 川村検察官は、江口氏の中学生時代のことに触れ、「あなたの中学校の成績を見ていたら、あんまり数学とか理科とか、理系的なものが得意じゃなかつたみたいですねえ。本はたくさん読んでいたみたいだけど。なんかちょっと、論理性がずれているんだよなあ」などと述べた上で、江口氏の能力について、「相手がどう考え、どういう気持ちになるのかっていうことを汲み取る能力がやっぱり低いですよね。想像力も低いっていうんですかね」などと述べた。

イ 江口氏の人格について、川村検察官は、「そんな見え透いた嘘をつくのはやめましょうよ、恥ずかしいから。大人なんだからさ、子供じゃないんだから。子供みたいなんですよね、あなた見ていると。社会性がやっぱり、ちょっと欠けているんだよね」、「もともと嘘つきやすい体质なんだから、あなたは」、「はっきり取調べにおいて明確な嘘をつくのって、ちょっとやっぱり特殊な人が多いですよね。やっぱり詐欺師的な類型の人たちですよ。あなたもちょっとそこに片足を突っ込んでいると思うな」などと述べた。

ウ 川村検察官は、江口氏が逮捕される前の取調べで検察官に供述していた内容につき、「珍しいよ、こんなに嘘が明確にばれる人っていうのも。笑っちゃって申し訳ないけど、本当にそうですよ」などと述べた上で、江口氏の人格につき、「ある意味、素直なのかもしれないね。天然っていう言葉なのかもしれない」などと述べた。

#### 第4 一連の違法行為によって江口氏が被った損害

##### 1 慰謝料1000万円

江口氏は、連日長時間にわたり、取調べの名のもとに、黙秘権の行使に対して「あなた自身もわかっていないんじゃないの」などと揶揄され、弁護人による活動を「全然理屈になってねえじゃねえか」などと侮辱されて弁護人との信頼関係を破壊されたばかりでなく、「僕ちゃん」、「お子ちゃま」、「ガキ」呼ばわりされ、「鬱陶しい」、「どうやったらこんな弁護士ができるんだ」、「天然」などと罵倒されるという、常軌を逸した違法行為を受け続けた。一連の違法行為を受けたことによる江口氏の精神的苦痛は、計り知れず甚大である。

したがって、少額の慰謝料で江口氏の精神的苦痛を回復することは不可能である。黙秘権、弁護人依頼権及び人格権が侵害されたことによる慰謝料として、1000万円が賠償されるべきである。

## 2 代理人報酬100万円

江口氏は令和3年10月5日付催告書をもって被告国に慰謝料の支払いを催告し（甲2号証）、同催告書は同月6日に被告国に到達した（甲3号証）。しかし、被告国は慰謝料の支払いに応じなかつた。

そこで江口氏はやむを得ず、代理人らに委任して本訴訟提起に至つた。本訴訟提起に要する代理人報酬として、少なくとも100万円が賠償されるべき損害と認められるべきである。

## 第5 結語

よつて、江口氏は被告国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、1100万円及びこれに対する違法な取調べが行われた後である平成30年11月6日から支払済みまで、平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める。

## 証拠方法

証拠説明書記載のとおり

## 添付書類

委任状 1通

以上

## 別紙1

### 被疑事実の要旨

被疑者は、弁護士であるが、[REDACTED]が、[REDACTED]が公安委員会の運転免許を受けないで自動車を運転することとなるおそれがあることを知りながら、平成28年5月12日午後7時55分頃、[REDACTED]付近道路において、前記[REDACTED]に対し、前記[REDACTED]が所有する普通乗用自動車を提供して犯した道路交通法違反（車両提供）事件に関し、これが罰金以上の刑に当たることを知りながら、前記[REDACTED]の刑責を免れさせようと企て、前記[REDACTED]と共に謀の上、前記[REDACTED]において、同月下旬頃、[REDACTED]において、前記[REDACTED]に対し、前記[REDACTED]が経営し、前記[REDACTED]が勤務する[REDACTED]の業務を終了し、前記[REDACTED]方で解散した後、前記[REDACTED]が前記[REDACTED]方から同車を勝手に持ち出して運転したものであるなどと警察官に虚偽の事実を申告するよう依頼し、更に、被疑者において、同年6月7日、[REDACTED]において、前記[REDACTED]に対し、前記同様に依頼して、前記[REDACTED]にその旨決意させ、よって、前記[REDACTED]をして、同月17日頃、[REDACTED]において、司法警察員小池晶に対し、前記[REDACTED]の業務を終了し、前記[REDACTED]方で解散した後、前記[REDACTED]が前記[REDACTED]方から同車を勝手に持ち出して運転したものであるなどと虚偽の事実を申告させ、もって犯人隠避を教唆したものである。

## 別紙2

## 取調べ経過一覧表

	日付 (全て平成30年)	開始時刻	終了時刻	開始から終了 までの時間	取調べ者
1	10月15日 ※逮捕	22:02	22:13	0時間11分	川村政史 検事
2	10月16日	15:23	16:29	1時間06分	
3	10月17日 ※勾留決定 ※準抗告→棄却	勾留質問のため取調べなし			
4	10月18日	14:28	15:30	1時間02分	川村政史 検事
5	10月19日	18:09	20:33	2時間24分	
6	10月20日	14:55	19:45	4時間50分	
7	10月21日	13:52	16:49	2時間57分	
8	10月22日 ※家族との接見禁止解除申請	15:32	16:29	0時間57分	
9	10月23日	15:24	16:32	1時間08分	
10	10月24日	10:54	20:16	9時間22分	
11	10月25日	11:07	20:09	9時間02分	
12	10月26日 ※接見禁止解除の職権発動せず ※勾留延長決定→準抗告→棄却	14:37	20:49	6時間12分	
13	10月27日	14:50	19:17	4時間27分	
14	10月28日	11:21	20:04	8時間43分	片山徳征 副検事
15	10月29日	15:13	20:53	5時間40分	
16	10月30日	20:15	20:45	0時間30分	
17	10月31日	15:01	20:56	5時間55分	
18	11月1日	14:16	20:59	6時間43分	
19	11月2日	14:44	20:38	5時間54分	
20	11月3日	10:31	20:08	9時間37分	片山徳征 副検事
21	11月4日	10:31	20:14	9時間43分	
22	11月5日 ※起訴	11:02	16:02	5時間00分	